

# 不良空家除却補助

受付期間：令和4年5月9日～12月27日まで

ただし、予算に達した時点で受付を終了します。



建替えも売買もできない。  
解体費用がない。



建て替えが困難な敷地にある不良空家を対象に、所有者や相続人などが解体する際に、その費用の一部を補助します。下記担当課までお問い合わせください。

## 1. 補助対象空き家

※主な要件は以下のとおりで、全てに該当するものであること。

- ・「道路に接していない」、「土砂災害特別警戒区域等にある」等により、再建築が困難な敷地にあること。
- ・木造又は鉄骨造、かつ、住宅であること。
- ・市による不良度調査で、不良住宅と判定された空き家であること。
- ・市からの決定通知前に解体工事に着手していないこと。
- ・その他（他の公共工事の対象となっていないことなど）



## 2. 補助対象者

- ・所得証明書記載の合計所得額が381万円未満であること。
- ・市税（国民健康保険税含む）の滞納がないこと。
- ・延岡市暴力団排除条例に規定する暴力団員もしくは暴力団関係者でないこと。



## 3. 補助額

- ① 補助対象空き家の解体工事見積もり金額（消費税を除いた見積金額）
  - ② 補助対象空き家の延べ面積 × 国土交通大臣が定める除却工事費の単価（R4年度は28,000円/㎡）
- 上記①、②のいずれか低い額の**8割かつ上限80万円**

## 4. 注意事項

- ・補助の申請には必ず、事前相談が必要です。
  - ・解体後の翌年度から3年間、跡地に建築はできません。
  - ・空き家の所有者が亡くなっている場合、相続関係を証明する戸籍謄本などの書類が必要です。
  - ・空き家の解体後は、固定資産税の特例措置が解除されます。
- なお、一定の条件を満たす場合は申請により特例措置が継続される場合があります。  
（詳しくは資産税課にお問い合わせください。）

## 5. お問い合わせ先



〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番1号

（除却補助） 延岡市 都市建設部 建築指導課

TEL0982（20）7170

（固定資産税） 延岡市 総務部 資産税課

TEL0982（22）7043